

平成20年5月28日

各 位

名古屋市中村区亀島二丁目13番8号
明治電機工業株式会社
代表取締役社長 安井善宏
(コード番号: 3388)
問合せ先: 専務取締役企画管理本部長
伊藤秀則
(TEL 052-451-7661)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年5月28日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の従業員に対し、特に有利な条件をもってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会へ委任することの承認を求める議案について、平成20年6月25日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件を持って新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権割当の対象者
当社及び当社関係会社の従業員。
3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び上限等
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 250,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 - (2) 新株予約権の数
2,500 個を上限とする。
なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭
新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとする。
 - (4) 新株予約権の取得事由
 - ①当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、又は、新設分割計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認又は株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。

③当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所が公表する、当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた額として、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行以降、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算出により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権発行日から2年を経過した日の翌日より3年以内とする。

ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者が当社及び当社関係会社の従業員たる地位を喪失した場合、権利を行使することはできない。

ただし、対象者が地位の喪失と同時に、当社及び当社関係会社の取締役・監査役となった場合には権利行使することができるものとする。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象従業員との間で締結する契約による。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転計画書の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。